

18歳になると 選挙人名簿に 登録されます。

選挙人名簿は、投票を円滑に行うために、あらかじめ選挙人を登録しておく台帳です。選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない場合は投票することはできません。

住民基本台帳に 記録されていることが 前提です。

選挙人名簿に登録されるには、年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同一市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要です。

国外に住所がある日本国民も 在外選挙人名簿に登録されれば 国政選挙の投票ができます。

●在外選挙人名簿登録資格

年齢満18歳以上の日本国民で引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方

●在外選挙人名簿登録方法

[在外公館申請]

出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館に申請

[出国時申請]

出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の窓口で申請

選挙権が
あっても投票
できない？

